

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成29年12月12日（平成29年（行情）諮問第484号）

答申日：平成30年2月27日（平成29年度（行情）答申第483号）

事件名：「防衛大綱の見直しや次期中期防衛力整備計画の検討を行う」旨の指示に伴う業務のために行政文書ファイルにつづられた文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『防衛大綱の見直しや次期中期防衛力整備計画の検討を行う』旨指示（「大臣臨時会見概要」日時：平成29年8月3日）に伴う内閣官房における業務のために行政文書ファイルにつづった文書の全て。＊「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年10月11日付け閣安保第532号により内閣官房国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

防衛大綱及び中期防衛力整備計画が閣議決定を経ることに鑑みると、本件対象文書が存在しないという理由は首肯しがたい。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った本件対象文書の開示請求に対して、処分庁において原処分を行ったところ、審査請求人から、不開示決定の取消しを求める審査請求が提起されたものである。

#### 2 原処分の妥当性について

本件審査請求を受け、行政文書の特定を再度実施したが、本件対象文書を保有しているとは認められないため、原処分は妥当である。

#### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分における審査請求の理由として、「防衛大綱及び中期防衛力整備計画が閣議決定を経ることに鑑みると、本件対象文書が存

在しないという理由は首肯しがたい。」旨主張している。

しかしながら、上記2のとおり、本件審査請求を受け、行政文書の特定を再度実施したが、本件対象文書を保有しているとは認められない。

#### 4 結論

以上のとおり、本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないため、原処分は妥当であると判断した。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年2月23日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「『防衛大綱の見直しや次期中期防衛力整備計画の検討を行う』旨指示（「大臣臨時会見概要」日時：平成29年8月3日）に伴う内閣官房における業務のために行政文書ファイルにつづった文書の全て。」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、処分庁が本件対象文書を保有していないとする原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 審査請求人は、本件開示請求に係る平成29年9月11日付け行政文書開示請求書に、「件名：大臣臨時会見概要」（平成29年8月3日22：31～22：47のもの。以下「添付書面」という。）を添付した上で、本件対象文書の開示を求めている。

イ 添付書面である大臣臨時会見概要とは、平成29年8月3日に発足した、第3次安倍第3次改造内閣における小野寺防衛大臣の就任会見の概要である。

ウ 添付書面には、防衛大臣の発言として「まず、冒頭の大綱・中期防のことについてであります。（中略）総理から、『厳しさを増すわが国の安全保障環境を踏まえ、防衛力を強化し、国民の安全確保に万全を期すため、防衛大綱の見直しや次期中期防衛力整備計画の検討を行う。』旨指示がございました。（以下省略）」と記載されていることから、審査請求人は、防衛大臣が内閣総理大臣から指示された防衛大綱の見直しや次期中期防衛力整備計画の検討（以下「本件検討等」という。）に伴う内閣官房国家安全保障局における業務のために行政文

書ファイルにつづった文書の全ての開示を求めているものと解される。

エ 内閣官房国家安全保障局においては、上記防衛大臣臨時会見が行われた平成29年8月3日から本件開示請求を受理した同年9月11日までの間に、本件検討等を行っていないため、本件対象文書を作成又は取得しておらず、保有していない。

オ 本件開示請求を受け、念のため処分庁において、執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。また、本件審査請求を受けた際も同様の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 処分庁において、上記防衛大臣会見の実施日から本件開示請求日までの間に本件対象文書を作成も取得もしていない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、内閣官房国家安全保障局において本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、内閣官房国家安全保障局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久